

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会

実行委員会 第 4 回常任委員会資料



日 時：令和 8 年 8 月 3 日(月) 書面開催

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会

実行委員会 第 4 回常任委員会

次第

1 議 事

(1) 第 1 号議案 報道委員会の設立及び委員構成案について

資料 1

(2) 第 2 号議案 表彰状及び賞状案について

資料 2

2 報 告

(1) 令和 8 (2026) 年度第 1 回日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会報告

資料 3

(2) チラシについて

資料 4

(3) 第 81 回国民スポーツ大会冬季大会

アイスホッケー競技会実行委員会第 3 回総会議事について

資料 5

【参考資料】

- ・ 第 81 回国民スポーツ大会アイスホッケー競技会実行委員会会則

* 議案への諾否や御意見について、8 月 14 日(金)までに回答書により御返信ください。

1 議事(1)

第 1 号議案

報道委員会の設立及び委員構成案について

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会の開催にあたり、報道に関する計画及び連絡調整を行い、その円滑な運営を図るため、報道委員会の設立及び委員の構成案についてお諮りします。

1 委員の構成（案）※別紙 1 のとおり

神奈川県政記者クラブに所属する新聞社等 13 社

2 役員

委員長を 1 名、副委員長を若干名置く。

委員長及び副委員長の選任については、報道委員会内で決定する。

3 業務内容

- (1) 取材申合せ事項(取材協定)の決定に関すること。
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 報道関係施設・設備に関すること。
- (4) その他必要な事項

4 事務処理

報道委員会の事務は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会事務局において行う。

【参考】第 73 回大会(2018 年本県開催)の委員構成

神奈川県政記者クラブに所属する新聞社等 13 社で構成。
地元新聞社である神奈川新聞社が委員長、放送関係として日本放送協会、通信関係として共同通信社が副委員長に就任。

別紙1

第81回国民スポーツ大会アイスホッケー競技会
報道委員会 委員名簿（案）

令和8年8月3日現在 敬称略

No.	区分	報道機関（支社）名	代表者職名	代表者氏名	委員名	
					職名	氏名
1	新聞社	神奈川新聞社	代表取締役社長	シノダ マナブ 篠田 学	統合編集局長	サトウ キヘイ 佐藤 奇平
2		朝日新聞社横浜総局	総局長	ミカサ ユリエ 三笠 友里恵	同左	
3		毎日新聞社横浜支局	支局長	サカグチ ヒロヒコ 坂口 裕彦	同左	
4		読売新聞社横浜支局	支局長	フルヤ ナオキ 古屋 直樹	同左	
5		産業経済新聞社横浜総局	総局長	テラダ リエ 寺田 理恵	同左	
6		東京新聞社横浜支局	支局長	スギト ユウコ 杉戸 祐子	同左	
7		日本経済新聞社横浜支局	支局長	イトウ ヒロアキ 伊藤 浩昭	同左	
8		日刊工業新聞社横浜総局	総局長	ミヤガワ コウスケ 宮川 康祐	同左	
9	通信社	共同通信社横浜支局	支局長	タカハシ コウイチロウ 高橋 宏一郎	同左	
10		時事通信社横浜総局	総局長	コマツ マサユキ 小松 将之	同左	
11	放送局	日本放送協会横浜放送局	局長	タカヤナギ ユ ミコ 高柳 由美子	同左	
12		テレビ神奈川	代表取締役社長	クマガイ ヨシカズ 熊谷 典和	報道局長	ツノダ テルジ 角田 照司
13		アール・エフ・ラジオ日本	代表取締役社長	タカハシ ヨウイチ 高橋 洋一	コンテンツ戦略 局報道部長	タカクラ トオル 高倉 亨

1 議事(2)

第2号議案

表彰状及び賞状案について

1 概要

- 国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会では、総合成績 1～8 位までの都道府県に「表彰状」を、成年・少年の 1～8 位までの都道府県、監督、選手に対し、「賞状」を渡しています。
また、それぞれにケースを渡しています。
- 今大会においては、県全体で大会を応援していることを示すため、県産品を活用した表彰状・賞状を贈呈したいと考えており、各関係機関等との調整が整った場合、次のとおり進めてよいとお諮りします。

2 候補案及び進捗状況

	用紙	ケース
表彰状	○海底（おぞこ）和紙  ・愛川町の伝統産業。 ・愛川町の小学校で卒業証書に使用された実績あり。 ・愛川町及び繊維産業会と調整中。	○箱根寄木細工  ・神奈川県伝統工芸品。 ・箱根町及び箱根物産寄木工芸協同組合と調整中。作成可能との回答を得ている。
賞状	○県産材の木材を使用した紙  ・秦野市の中学校で卒業証書に使用された実績あり。 ・かながわキンタロウの透かしを入れることを検討中。	○筒  ・大会名等の文字入れを行う。

2 報告(1)

令和8(2026)年度第1回日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会報告

第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会第2回総会及び第3回常任委員会（いずれも書面開催）における、次の決定事項について、令和8年6月2日に開催された標記会議に議案として提出し、承認されました。

1 第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実施要項（案）について（第2回総会決定事項）

2 ポスター図案について（第3回常任委員会決定事項）

※前回実行委員会総会資料及び常任委員会資料をご参照ください。

なお、同会議において、上記1に関連して（公財）日本スポーツ協会から、「震災特例措置」にかかる議案が提出され、国民スポーツ大会委員会で承認されました。これに伴い、第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実施要項に規定する震災特例措置についても同様に、次のとおり改定いたします。

【震災特例措置 新旧対照表】

改定後	改定前
(略) < 2 競技実施要項 > 1～7 (略) < 別記5【東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】 > 1～2 (略) <u>3 特例の適用期間</u> <u>当面の間適用することとし、終結時期については、復興状況、本特例の活用状況等を総合的に勘案し、決定する。</u> < 別記6【令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】 > 1～2 (略) <u>3 特例の適用期間</u> <u>当面の間適用することとし、終結時期については、復興状況、本特例の活用状況等を総合的に勘案し、決定する。</u> 8～21 (略) (略)	(略) < 2 競技実施要項 > 1～7 (略) < 別記5【東日本大震災に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】 > 1～2 (略) < 別記6【令和6年能登半島地震に係る選手及び監督の国民スポーツ大会参加資格の特例措置】 > 1～2 (略) 8～21 (略) (略)

2 報告(2)

チラシについて

次のとおり、第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会のチラシが完成しましたので、報告します。

1 デザインについて

デザインは、別紙2のとおり。

表面は、ポスターと同デザイン、裏面は大会概要、会場・アクセス、アイスホッケーの概要や注目ポイントを記載。

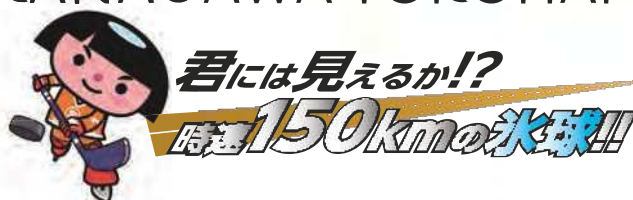
2 配布計画について

- (1) 印刷部数 25,000枚（増刷の可能性あり）
- (2) 主な配布先 都道府県スポーツ主管課、都道府県スポーツ協会、都道府県アイスホッケー連盟、県内市町村スポーツ主管課、公立・私立学校、総合型地域スポーツクラブ、県スポーツ課及び横浜市スポーツ振興課が主催・出展するイベント会場等
- (3) 配布開始 令和8年8～9月を予定

氷上の熱い戦い、
みんなで応援して盛り上げよう!

冬の国スポ2027

❄️ KANAGAWA YOKOHAMA ❄️



第81回国民スポーツ大会冬季大会 アイスホッケー競技会

2027年1月31日(日)～2月4日(木)

[会場] KOSÉ新横浜スケートセンター 横浜銀行アイスアリーナ

入場
無料

主催：公益財団法人日本スポーツ協会 / 文部科学省 / 神奈川県 / 公益財団法人日本アイスホッケー連盟 / 横浜市

お問い合わせ

第81回国民スポーツ大会冬季大会 アイスホッケー競技会
実行委員会事務局
(神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課競技スポーツグループ)
TEL.045-285-0797



国スポ詳細は
コチラから

国スポチャンネル

冬季国スポの競技を
ライブ配信
見逃し配信も完全無料で
視聴いただけます



視聴はコチラから



神奈川県PRキャラクター かながわキンタロウ
一緒に大会を盛り上げよう!

第81回国民スポーツ大会冬季大会 アイスホッケー競技会

国民スポーツ大会(国スポ)は、都道府県対抗で毎年開催される国内最大のスポーツの祭典です。
本大会と冬季大会があり、第81回の冬季大会アイスホッケー競技会は神奈川・横浜で実施します。
スピードと迫力が融合した氷上の戦いを、ぜひ会場で体感しましょう!

大会概要

- 開催期間：2027年1月31日(日)～2月4日(木)
- 開催地：神奈川県横浜市(2会場)
試合情報等はホームページで随時更新します▶
- 競技方式：トーナメント方式
- 出場区分：成年男子(大学生・社会人)26チーム
少年男子(高校生)13チーム



競技概要

- 1チーム最大16人までベンチ入りでき、試合は6人で行う。
ゴーマン(ゴールキーパー)1人+プレーヤー5人
- 試合時間は1ピリオド15分×3ピリオド、各ピリオド間に
インターバル(休憩)あり
※準決勝、3位決定戦及び決勝戦は1ピリオド20分で実施します。

全試合入場無料 事前申込不要

会場・アクセス

KOSÉ新横浜スケートセンター

〒222-0033

神奈川県横浜市港北区新横浜2-11

- JR横浜線「新横浜駅」北口より徒歩約8分
- 横浜市営地下鉄ブルーライン/相鉄・東急新横浜線
「新横浜駅」10番出口より徒歩約5分



MAP▶

横浜銀行アイスアリーナ

〒221-0824

神奈川県横浜市神奈川区広台太田町1-1

- JR京浜東北線/横浜線「東神奈川駅」より徒歩約5分
- 京急線「京急東神奈川駅」より徒歩約7分
- 東急東横線「反町駅」より徒歩約5分



MAP▶

寒さ対策のご案内 会場内は氷の影響で冷えやすくなっています。防寒着やひざ掛けなどをご用意のうえご来場ください。

アイスホッケーとは

もっと詳しく知りたい方はQRコードから

スケートリンクでスティックを使い、パック(円柱状の硬質ゴム)を
相手ゴールに入れて得点を競うチームスポーツです。
時速150kmを超えるパックが飛び交う迫力、
スピード感と激しい攻防が魅力で、「氷上の格闘技」とも称されます。

第80回(前回)大会
神奈川県成年代表
ゴーマン
司馬 侑徳 選手

他のスポーツにはない、
氷の上ならではのスピード感と迫力が魅力です。
試合展開や攻守の切り替えが非常に速く、
点数差があっても逆転が可能なため、
最後まで目が離せません。



(公財)日本アイスホッケー連盟

ここに注目!

圧倒的な**スピード感**

激しい**接触プレー**

響きわたる**衝撃音**

目まぐるしい**選手交代**

スティック

かつては木製でしたが、最近ではカーボン
素材で作られているものがほとんどです。
シャフト(柄の部分)の長さやブレード
(パックを打つ部分)の形状など、細かな
ルールが定められています。ゴーマンは
専用のスティックを使います。

パック(オフィシャルゲームパック)

使用年代:小学4年生以降～一般
直径:75mm/高さ:25mm/重量:170g
※小学3年生まではより軽い「ブルーパック」やサイズ
の小さい「スマイルパック」を使用します。

ちょこっと知識

スティックは軽い。防具は重い。

スティックは約400gと軽量
で扱いやすい一方、防具は
プレーヤーで約10～15kg、
ゴーマンでは約20～30kg
にもなります。
重い装備を身にまといながら
氷上を駆け回ること、アイス
ホッケーの特徴の一つです。

2 報告(3)

第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会 第3回総会議事について

次のとおり実行委員会第3回総会を開催しますので報告します。

第81回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 実行委員会 第3回総会

次第

1 報 告

- (1) 実行委員会第2回総会以降の準備経過の報告

2 議 事

- (1) 第1号議案 実行委員会役員の交代について

第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会 実行委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 実行委員会は、その事務所を神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課内に置く。

(目的)

第 3 条 実行委員会は、公益財団法人日本スポーツ協会が定める国民スポーツ大会開催基準要項に基づき、第 81 回国民スポーツ大会冬季大会アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）を神奈川県において開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

第 4 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会運営に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 式典の企画及び運営に関すること。
- (4) 宿泊及び保健医療に関すること。
- (5) 競技運営に関すること。
- (6) 輸送交通及び警備防災に関すること。
- (7) 広報及び報道に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に関すること。

第 2 章 組織

(構成・役員)

第 5 条 実行委員会は、会長、副会長、常任委員及び監事をもって構成する。

2 会長は、神奈川県知事をもって充てる。

3 副会長、常任委員及び監事（以下「役員」という。）は、次に掲げる者の中から会長が委嘱する。

- (1) 神奈川県及び横浜市の役職員
- (2) 関係競技団体その他の関係機関・団体の役職員
- (3) 有識者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に関係のある者

(役員の職務)

第 6 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代行する。

3 常任委員は常任委員会を構成し、第 10 条第 7 項に掲げる事項を審議し、決定する。

4 監事は、実行委員会の業務及び会計を監査する。

(任期等)

第 7 条 役員の任期は、委嘱されたときから実行委員会の解散のときまでとする。ただし、役員が異動等の事由によりその役職を離れた場合は、その役員は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、役員に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。

3 会長は、前 2 項の規定により役員の変更があった場合は、次の総会において報告する。

第3章 会議

(会議)

第8条 実行委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(総会)

第9条 総会は、会長及び役員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した役員がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項を審議し決定する。

(1) 大会運営に必要な方針及び計画の策定に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、会長及び役員の過半数の出席をもって成立する。

6 総会の議事は、出席者（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）

この場合において、前項の規定の適用については、その役員は出席したものとみなす。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、第4項に掲げる事項について、書面による表決を求め、これをもって総会に代えることができる。

(常任委員会)

第10条 常任委員会は、常任委員をもって構成する。

2 常任委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、常任委員の中から会長が指名する。委員長は常任委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、常任委員の中から委員長が指名する。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した順序によりその職務を代行する。

5 常任委員会は、委員長が招集する。

6 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した委員がこれにあたる。

7 常任委員会は、次に掲げる事項を審議し決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。

(3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項乃至第7項の規定は、常任委員会において準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第11条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

3 前2項の規定は、常任委員会において準用する。

第5章 事務局等

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(大会パートナー)

第13条 実行委員会に、大会パートナーを置くことができる。

2 大会パートナーは、会長が委嘱する。

3 大会パートナーは、第10条第7項に基づき審議し決定しようとする事項に関して、その企画に参画し、又は意見を述べるものとする。

第6章 財務及び会計

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金、交付金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第15条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第17条 会長が代表者を務める団体を相手方として行う契約の締結その他の民法(明治29年法律第89号)第108条の規定の適用がある行為は、あらかじめ会長が指名した副会長がこれを行う。

2 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第18条 実行委員会は、第3条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

3 実行委員会の解散の後、実行委員会に関する問合せその他の事務については、神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課が引き継ぐ。

附 則

1 この会則は、令和7年8月19日から施行する。

2 実行委員会の令和7年度における会計年度は、第16条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、令和8年3月31日までとする。